

第5回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年7月1日(金)
開会 13時30分 閉会 15時31分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 上地 玲子 |
| 委員(教育長職務代理者) | 服部 俊也 |
| 委員 | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 田野 美佐 |
| 教育次長 | 浮田 信太郎 |
| 教育次長 | 梅崎 聖 |
| 学校教育推進監 | 川上 慎治 |
| 教育政策課 | 課長 大西 治郎 |
| | 副課長 有田 純子 |
| | 総括主幹 石崎 貴史 |
| 高校魅力化推進室 | 室長 室 貴由輝 |
| 特別支援教育課 | 課長 小林 伸明 |
| 生涯学習課 | 課長 滝澤 幸隆 |
| 文化財課 | 課長 江草 大作 |
| 福利課 | 課長 細川 誠 |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 附議事項
- (1) 令和5年度岡山県立高等学校入学者選抜実施大要について
 - (2) 令和5年度岡山県立中学校及び岡山県立中等教育学校入学者選抜実施大要について
 - (3) 令和5年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース並びに岡山県立特別支援学校高等部(本科・専攻科)入学者選抜実施大要について
 - (4) 岡山県立図書館協議会委員の任命について
 - (5) 岡山県文化財保護審議会委員の任命について

6 報告事項

- (1) 岡山県教育委員会規則の一部改正について
- (2) 教育職員の病気休職の状況等について

7 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（４）（５）は、人事案件であることから、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項（４）（５）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

附議事項（１）令和5年度岡山県立高等学校入学選抜実施大要について

・高校魅力化推進室長から資料により一括説明

(委員)

部活動や生徒会活動等重視する事項は特別選抜の中に含まれるのか。

(高校魅力化推進室長)

そのとおりである。

(委員)

最近の傾向である私立高校の入試制度である早期の合格や、受検科目を減らした傾向に対抗するものか。

(高校魅力化推進室長)

対私学を意識したものではないが、特別選抜で合格できなかった生徒が私立に流れる傾向にあり、公立の選択を増やすことを意図している。

(委員)

ペーパーテストであれば自分が合格した理由が分かりやすいが、特別選抜は受

検生からするとどう対策をすれば良いのか分からず苦慮しているという話を聞く。

(高校魅力化推進室長)

総合的に判断しての結果であり、学校は基準や試験の内容は説明できないが、受検生はオープンスクールや学校説明会で学校がどんな生徒を求めているか知ったり、過去問や面接練習、フォーラムで論文を書いたりすることで対策は可能である。

(教育長)

求める生徒像に対して、こんな試験を行うから対策をしておくように周知をする必要がある。

(高校魅力化推進室長)

そのような観点は当然オープンにする必要がある。学校説明会や保護者からの質問でも求められるため、きちんと提示できるように指導してまいりたい。

(委員)

生徒も特別入試の割合を意識したり、先生が対策をしたりするのか。

(高校魅力化推進室長)

むしろ特別選抜で合格しやすくなるため、精神的な負担は減るのではないかと考える。特別選抜で不合格の場合、心理的な負担は増えることになるが、一般選抜は受検生も少ないので、最後まで受検することで合格の可能性は高まると学校にはきちんと周知してまいりたい。

(委員)

特別選抜と一般選抜のどちらで入学した生徒が将来活躍しているのか。特別選抜で入学した生徒の方が活躍している場合、もっと PR しても良いのではないか。

(高校魅力化推進室長)

確かに実施校ではリーダーシップを取れる子は特別選抜で合格した生徒の方が多と言われるが、一般選抜で合格した生徒も決して力がないわけではない。また、最初から一般選抜狙いの生徒もいる。生徒が高校でどれだけ伸びるかわからないため一概に断言はできない。

(委員)

特別選抜で多くの生徒を取ることで、進学が早く決まる生徒が増える。卒業までしっかり勉強するような仕掛けが必要と感じる。

(高校魅力化推進室長)

これまでも同様の懸念はあった。卒業までの埋め合わせで課題を出しすぎても中学生が困る。今回の入試制度でどう変わるか中学校へしっかりと情報共有しなければならぬし、中学校側の意見もしっかりと聞く必要がある。

(委員)

中学校の勉強は受検が目的ではなく、高校の基礎学力として必要なことである

というメッセージをしっかりと伝える必要がある。

(委員)

入学当初の実力テストに向けて勉強することを伝えてもよいのではないか。

(高校魅力化推進室長)

テストに向けての勉強という言い方よりは高校生活での学びのためという言い方など工夫が必要である。

(委員)

特別選抜で合格した子どもの、その後のプロセスを追い、アピールしても良いのではと考える。また、合格後の学習については大学でも同様である。教員が発信しても効果が薄いため、先輩がメッセージで勉強する必要があることを伝えても良いのではないか。

(高校魅力化推進室長)

高校生が、自分の言葉で高校をアピールできるとよいと考える。

(委員)

出身中学校へ高校の生徒が伝えに行くとなおよいと考える。

(高校魅力化推進室長)

中学校側の受け入れ態勢を踏まえながら検討してまいりたい。

(教育長)

これより採決に入る。議第3号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第3号は原案のとおり決した。

附議事項（2）令和5年度岡山県立中学校及び岡山県立中等教育学校入学者選抜実施 大要について

- ・高校魅力化推進室長から資料により一括説明

(委員)

思考力を問う問題は受検者側からすれば基準が曖昧であり、不満を持たれてしまいやすい。

(高校魅力化推進室長)

受検者である小学校6年生にはどんな問題でどう回答したかを思い出すことも難しいと思われる。採点側には当然明確な採点基準はあるが、どこでどう差がつくかは受検生に判断は難しい。

(教育長)

ご指摘の内容については永遠の課題である。求める人材に合わせて入試問題が

変化している。

(委員)

求める人材に応じて学校側が選抜していることを社会の側が理解をする必要がある。

(委員)

企業でも求める人材が必ずしも長く活躍してくれるとは限らない。学校も同様に、いかに「バスに乗せるか」が課題である。

(高校魅力化推進室長)

そのためにもスクール・ポリシーの3つの方針をしっかりと明記している。文部科学省は県立中学校や中等教育学校に対してスクール・ポリシーを明記することを義務づけていないが、県立中学校3校及び大安寺中等教育学校は、高校や後期課程へ接続している観点からスクール・ポリシーを示している。中学校卒業段階で学校がどんな生徒に育てようとしているのかより明確にできるため、子どもはそこに向かって行く。学校側も「乗るバス」をはっきりさせることができる。

(委員)

スクール・ポリシーをしっかりと読み込んで自分がやりたいことを語れるかが選択の基準になる。また、口だけでなく今までの行動等に繋がっているかが問われることになる。

(高校魅力化推進室長)

生徒が卒業するまでに学校が身に付けさせたい力や生徒像があり、そのための学校3年間の学びの内容が出てくる。この学びを受けるためにはこんな生徒を求めている、というように上から降りてくるイメージである。

(委員)

そのような意味で考えると、適性検査は足切りであり、面接は学校に対する思いを計ることで選抜しているということか。

(高校魅力化推進室長)

そのような要素も含まれる。

(委員)

受検者が学力だけ必要という認識であるとギャップが出る。

(教育長)

これより採決に入る。議第4号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第4号は原案のとおり決した。

附議事項（３）令和５年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース並びに岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施大要について

・特別支援教育課長から資料により一括説明

（委員）

特別支援が必要な子どもは増加しているが定員を増やさなくてよいのか。

（特別支援教育課長）

学びたい子どもが教育を受ける機会を失わないように対応しており、定員を少しオーバーして生徒を受け入れている場合もある。

（委員）

特別支援が必要な子どもは増加している状況を踏まえ、今後の定員の考え方はどうか。

（特別支援教育課長）

どういった算定をしていくかは課題と考える。

（委員）

対応を考える段階だと遅い場合もあり、早い段階で検討しなければならない。企業側も受け入れる体制もあるためしっかりと検討してほしい。

（教育長）

子どもの数全体が減ってきており、特別支援が必要な子どもがいつまでも増え続けるとは限らない。そのような動きも注視して検討してまいりたい。

（教育長）

これより採決に入る。議第５号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

（委員全員）

挙 手

（教育長）

全会一致により、議第５号は原案のとおり決した。

報告事項（１）岡山県教育委員会規則の一部改正について

・教育政策課長から資料により一括説明

（委員）

研修について文部科学省のガイドラインを待って行うのか本県の課題を踏まえて検討を始めておいて、文部科学省のガイドラインと照らし合わせて行うのか。

（教育政策課長）

高校教育課においても準備を進めているところであるが、大卒のところでは文部科学省がどれだけ具体的に内容を詰めて発表をするか注視している。文部科学省のガイドラインも夏には示すということであり、しっかりと情報を収集してまいり

たい。

(教育長)

今教員に必要な力を議論していると、ICT を子どもたちに使いこなさせる力や課題解決型学習の指導力はまだまだと感じる。子どもたちに決めさせる・考えさせることを側面からどうサポートするか、地域と繋がって段取りをつけるなどファシリテーション能力の弱さが課題であり、その点を研修の中に作っていく必要がある。また、システムの話で記録を残す範囲も重要であり、文部科学省のガイドラインも参考にしたい。

(委員全員)

了 承

報告事項（２）教育職員の病気休職の状況等について

- ・福利課長から資料により一括説明

(委員)

特別支援学校に勤める教員の休職者が多い理由は何か。

(福利課長)

小・中学校から来た教員にとっては、授業のギャップや目を離すことができないプレッシャー等があることが考えられる。また、特別支援学校間の異動に伴っても、障害種別ごとの対応に慣れることに苦慮しストレスがかかる場合も見られる。また、特別支援学校では複数の教員で授業を行うなど小さなコミュニティになる場合が多く、その中で人間関係に苦慮する場合もある。

(委員)

通常の小・中学校での仕事がうまくいかなかったり、コミュニケーションが苦手な方が集まっているからではないか。

(福利課長)

特別支援学校だけに向けた手立てはないが、本人が注意するというよりも先輩職員や管理職が自らの経験を踏まえて、強く気に留める必要があるのではないかと考える。

(教育長)

小中学校で多数の児童生徒に対し一斉指導するよりも特別支援学校で個別指導を行う方が適しているなど、教員本人の適性等を踏まえ人事異動を行っている。

(委員)

休職者のうち復帰する者の割合はどうか。

(福利課長)

ここ数年の傾向では、4割が年度内に復帰し、2割が退職、残る4割が当該年度中に復帰できず翌年度も休職する。

(委員)

資料の「2 病気休職の原因疾病（岡山県）」にあるその他はどんな理由か。

(福利課長)

てんかん性発作や低血糖症など様々な理由である。

(教育長)

精神疾患については、復帰されても再度休職する方も多くしっかりと支援が必要である。

(委員)

精神疾患により再度休職される方の割合はどうか。

(福利課長)

精神疾患に伴う休職者の2～3割程度である。

(委員)

復帰する場合、それまで勤めていた勤務先で復職するのか。

(教育長)

人事のタイミングにもよるが基本的には勤めていた勤務先で復職するが多い。復職支援プログラムにより徐々に慣らしながら職場に戻る制度を作っている。

(委員)

復職調整は難しい。管理職や周りの方の対応が悪いとまた休職することになる。中には復職時に管理職と一緒に来ていただける場合もあり、職場には復職に向けた周りの方の支援体制の構築やジョブサポート的な細かいケアをお願いしたい。

(福利課長)

復職前にどんな準備や支援ができるかしっかりと検討し、良い事例を発信したい。

(委員)

どちらが良いとは限らないが、企業では環境を変えて復職させる場合も多い。

(教育長)

県教委でも新しい職場で復職する場合もないわけではなく、ケースバイケースである。新しい環境へ移ることへのリスクもある。

(福利課長)

新しい環境になると人間関係がリセットされ、相談しにくくなるケースもある。また、勤めていた勤務先で復職することで職場に改善意識を持たせることに繋がる。

(委員)

休職者の割合で50歳代の人数が多いが理由は何か。

(福利課長)

お示した資料は、休職者の実人数を年代別の人数割合で表したグラフであり、

年代ごとの人数の分母から換算するとどの年代も大きく出現率は変わらない。

(委員)

どの仕事でも定年まで長く勤めていただくことが重要であり、支援等をしっかりとすることがテーマではないかと考える。年代によって、休職要因に特徴はあるか。

(福利課長)

20歳代30歳代は学級経営や生徒指導に対して不安を、40歳代は子育て等家庭と仕事の両立に対して不安を、50歳代は自身の身体的な病気、気力の衰え、責任の重さに対するプレッシャー等といった問題を抱えている場合が多い。

(委員)

新しい職場に異動して3年間の支援が重要であり、管理職へ伝えていくことはあるか。

(福利課長)

休職者の多くが相談窓口を知らない場合が多い。管理職が相談窓口等の存在を理解し、周知をしなければならない。管理職への働きかけを強く進めてまいりたい。

(委員全員)

了 承

以下、非公開のため省略。

閉会